経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百二十号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「政策評価審議官」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官」を加え、同条第一項中「政策評価審議官一人」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」を加え、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要事項のうちサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務に関する事務を総括整理する。

第十三条第一項中「十五人」を「十四人」に改める。

第百九条第一号中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改める。

第百二十五条第二号中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改め、同条第四号中「こと（」の下に「電力・ガス取引監視等委員会の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百二十六条第二号中「こと」の下に「（電力・ガス取引監視等委員会の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び第十三条の改正規定は、同年五月一日から施行する。

経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百二十一号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「政策評価審議官」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官」を加え、同条第一項中「政策評価審議官一人」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第二十一条第一項中「十六人」を「十五人」に改める。

第百四十条中「海技課」を「海技・振興課」に改める。

第百四十一条第二号中「安全政策課及び海洋・環境政策課」を「他課」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第百四十二条第十号及び第百四十四条第五号中「海技課」を「海技・振興課」に改める。

第百五十四条（見出しを含む。）中「海技課」を「海技・振興課」に改め、同条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　海事思想の普及及び宣伝に関すること。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百二十二号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の二」を「第八条」に、「第八条―第十条」を「第九条―第十一条」に、「第十一条」を「第十二条」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、「第四十一条の二」を「第四十三条」に、「第四十二条―第四十二条の三」を「第四十四条―第四十六条」に、「第四十三条」を「第四十七条」に、「第四十四条」を「第四十八条」に改める。

第十五条を削り、第十四条を第十五条とする。

第十三条第五号中「政策評価広報課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　環境省の所掌事務に関する相談に関すること。

第十三条中第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

第十三条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　行政の考査に関すること。

八　広報に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。